

5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 原則、年に1度以上、防災教育と避難訓練を実施し、計画を見直すことが重要です。
- 避難訓練は、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。実地訓練の場合は、参加者の負担を考慮して、複数日に分割して実施することもできます。
- 複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。
- 訓練後は、参加者全員で訓練の対応を振り返りましょう。振り返りは、以下の4つの観点で議論をすると効果的です。
 - ①何をしようとしたのか？ 例) 1時間以内に計画した避難先へ避難すること
 - ②実際には何が起きたのか？ 例) 全員の避難に1時間半かった
 - ③なぜそうなったのか？ 例) 車両数が計画通り手配できなかった
 - ④次回すべきことは何か？ 例) 車両数が手配できない場合の協力先を設定する
- 訓練結果は市町村に報告することが「**義務**」づけられています。必ず報告してください。

■立退き避難訓練



■屋内安全確保訓練



■図上訓練



point

- ✓ 避難確保計画における避難経路の安全性や避難手段(車両数や手配方法)、避難に要する時間などが適切か避難訓練等で確認しましょう
- ✓ 避難先に食料や必要な資機材が確保されているか確認しましょう

避難確保計画作成・避難訓練の実施が効果を発揮した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施していました。
- 令和元年の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練で得たノウハウを活かして迅速な避難行動をとり、約100人の利用者と職員の全員が無事に避難できました。

【関連ホームページ】（国土交通省）

- ・避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・記載様式
- ・チェックリスト 等

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



- ・避難確保に関するeラーニング教材【動画】



<https://youtu.be/VtMiyW9Yow4>

- ・避難確保計画の作成・活用のポイント【動画】



<https://youtu.be/Va400F33ucs>

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室
砂防部 砂防計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111（代表）

利用者の円滑かつ迅速な避難のために

要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用について



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設※では、
避難確保計画の作成・避難訓練の実施が「**義務**」づけられています。

※市町村地域防災計画に位置づけられた社会福祉施設、学校、医療施設等



国土交通省 水管理・国土保全局

（令和5年3月）

「避難確保計画」は、水害や土砂災害に備え、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

1. 基本的な事項・災害リスク

- まずは、通所・入所等の利用形態や建物の階数、施設職員・施設利用者の人数等、自身の施設の特性について確認しましょう。
- 次に、ハザードマップ等を用いて、施設が有する災害リスクを確認しましょう。



point

- ✓ 災害リスクは一つとは限りません。すべての災害リスクを把握し、災害に備えましょう
- ✓ ハザードマップは、市町村が配布しているほか、市町村のホームページ等で確認できます
- ✓ 国土交通省ハザードマップポータルサイト(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)にある「わがまちハザードマップ」や「重ねるハザードマップ」もご活用ください

2. 防災体制に関する事項

- 限られた時間で迅速かつ確実に施設利用者を避難させるためには、施設職員の役割分担を適切に定めておくことが重要です。
- また、情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するために重要であり、収集する内容やその入手方法、伝達する内容と伝達先等をあらかじめ定めておくことが有効です。



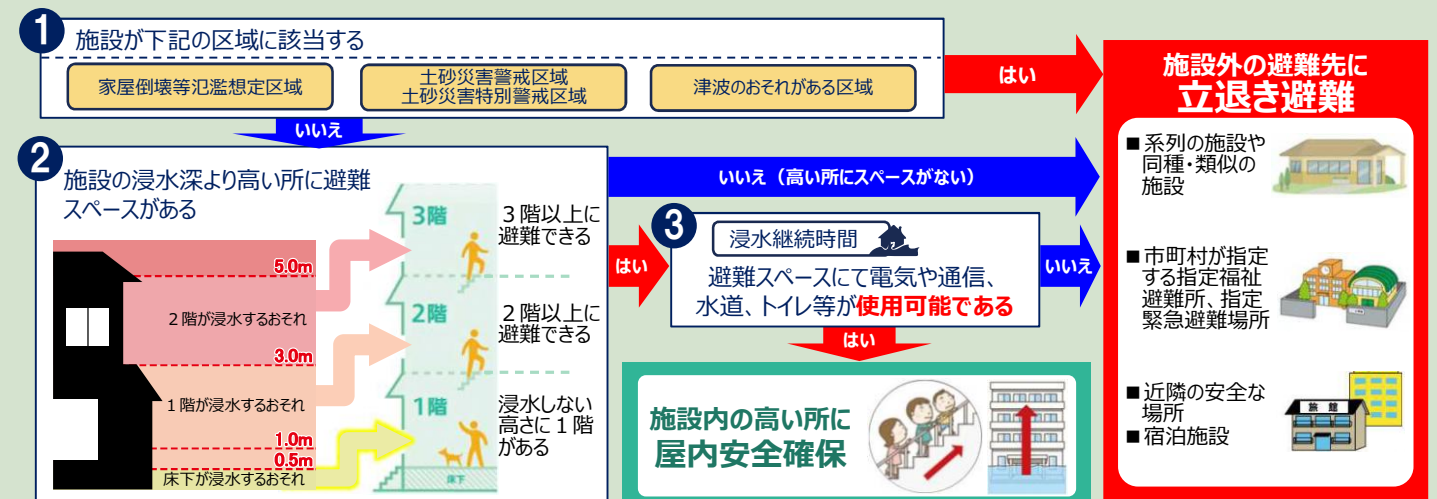
point

- ✓ 夜間や休日など、職員が不在・参集が難しい場合も想定した役割分担を検討しましょう
- ✓ 必要に応じて、地域住民や利用者家族等の避難支援協力者を確保することも重要です

3. 避難場所に関する事項

- 確実な避難のためには、災害の種類に応じた避難先を定めておくことが重要です。
- 避難方法は、主に「立退き避難」、「屋内安全確保」があります。
- 不測の事態も想定して、避難先は複数の場所を選定しておきましょう。

立退き避難 基本の避難行動	・災害リスクのある施設を離れ、施設外の避難先に避難することを言います。 ・避難先は、系列の施設や他の類似施設、市町村が指定する指定（福祉）避難所、指定緊急避難場所等があります。
屋内安全確保	・施設に災害リスクがあっても、浸水深より高い階に移動するなどによって、施設利用者の安全を確保できる場合は、施設内に留まって避難することもできます。 ・ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、津波のおそれがある区域の施設は、建物の倒壊等の危険があるため、原則、屋内安全確保を選択できません。



point

- ✓ 避難先は、利用者のケアなどの必要な対応が可能であるか等を確認しましょう
- ✓ 安全で確実な避難ルートを設定しましょう
- ✓ 「屋内安全確保」を行う場合は、長時間の浸水に対応するための水や食料、医薬品等の備蓄品等を確保しましょう

4. 避難のタイミングに関する事項

- 避難開始は、原則として市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を判断することが利用者の安全確保につながります。

警戒レベル	1	2	3	4	5
避難情報等	早期注意情報 (警戒レベルの可能性)	大雨注意報 洪水注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の行動	情報収集	● 日没までの避難完了 ● 前日の休業判断	避難開始	避難完了	

point

- ✓ 避難完了までに時間が必要な場合は、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令にとらわれず、早めの避難を開始しましょう
- ✓ 夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害が発生するおそれがある場合には、日没までに避難を完了するようにしましょう